

契 約 結 果 表

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 |
| 2 | 工 事 名 | 八代市坂本町219号坂本橋から中谷橋区間嵩上げ事業に伴う伝送路移設工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町荒瀬地内 |
| 4 | 工 種 | 電気通信工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 令和2年7月豪雨からの復興に向け、国交省が実施する嵩上げ事業に伴う支障移転 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥3,061,300 |
| 7 | 契 約 日 | 令和7年1月27日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和7年1月28日 ～ 令和7年2月21日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 八代市夕葉町3番地7 商号又は名称 テレビやつしろ(株) 代 表 者 代表取締役 中山英朗 |

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

本工事は、国が実施する嵩上げ事業に伴い、当該地域の九電柱に共架しているCATV架線
を移転工事するものであり、嵩上げ事業計画の都合上、早期の移転を求められている。

本工事の実施にあつては、伝送路の架け替え作業だけでなく、センター電波強度調整や放
送送信機材の設置・周辺環境設定等に加え、テレビ放送を停波する必要があることから、利用
者への事前周知、苦情等の対応を行う必要がある。また、ケーブルテレビ放送に必要な放送送
信機材等は納期に相当な時間を要することから、工期に間に合うように調達できるのは、指定管
理者としてケーブルテレビの維持管理を常時行っているテレビやつしろ(株)に限られる。

したがって、国の嵩上げ工事に支障が出ないよう、工事期間の短縮を図り、円滑かつ効率的
に実施するには、テレビやつしろ(株)と契約することが最適である。なお、テレビやつしろ(株)は、
総務省の関係団体である一般社団法人日本CATV技術協会が発行する技術者資格を有する
社員を雇用しており、CATV設備の工事に必要とされる技術や知識も十分に備えている。

以上の理由から、本件は競争入札に付するいとまがなく、他の事業者には期限内の工事は
困難であり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行
令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」
に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、
当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。